

## 熊本市事件等警戒本部設置要綱

|    |       |     |               |
|----|-------|-----|---------------|
| 制定 | 平成19年 | 3月  | 1日市長決裁        |
| 改正 | 平成21年 | 4月  | 1日総務局長決裁      |
|    | 平成22年 | 10月 | 1日危機管理防災室長決裁  |
|    | 平成24年 | 4月  | 1日危機管理防災総室長決裁 |
|    | 平成24年 | 9月  | 1日危機管理防災総室長決裁 |
|    | 平成28年 | 4月  | 1日危機管理防災総室長決裁 |

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市の不特定多数の市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼす事態又は及ぼすおそれのある事態（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める災害を除く。以下「危機事象」という。）の発生が想定される場合に、事前の対策と連絡調整を円滑に行うため、熊本市事件等警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置することについて、必要な事項について定めるものである。

### (設置)

第2条 市長は、危機事象発生の可能性が高まり、設置が必要と認められる場合は、警戒本部を設置するとともに、その名称を定める。

### (所掌事務)

第3条 警戒本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 対応方針の決定及び実施に関すること。
- (2) 情報の収集並びに関係部局及び関係機関への情報提供に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整及び関係機関への協力要請に関すること。
- (4) 広報等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、危機事象に対応するために必要なこと。

### (組織)

第4条 警戒本部は、本部長、危機管理監、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長が指名した局長等をもって充て、警戒本部の事務を統括する。
- 3 警戒本部の会議は、本部長が招集し、主宰する。
- 4 副本部長は、市長が指名した部長等をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が不在のときは、その職務を代理する。
- 5 危機管理監は、警戒体制の総合調整や危機事象に関する情報の一元的な管理、熊本市事件等対策本部（以下「対策本部」という。）移行への調整等を行う。
- 6 本部員は、本部長が指名する者をもって充てる。
- 7 本部長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の会議への出席を求めることができる。
- 8 本部長は、危機事象が発生し、その被害の規模又は社会に与える影響が大きいと判断した場合は、直ちに、危機管理監に対し警戒本部を対策本部に改編することを要請する。
- 9 本部長は、対策本部が設置されたとき又は危機事象が発生する可能性が低くなったと認めるときは、警戒本部を閉鎖する。

### (事務局)

第5条 警戒本部の所掌事務を処理させるため、主たる対応部局に事務局を置く。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、警戒本部の運営その他必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。